

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 8 編第 1 章 (削除) 5-1 (注)2	第 8 編第 1 章 1-1 52-2	事務処理に係る部分の規定を削除した。 非営利の原則の考え方を組合法 52 の 2 《「使用料」及び「手数料」の額》から移記した。
(削除) 7-1(2) (削除) (削除) (削除) 39 の 2-2-2 (削除) (削除) (削除) (削除) 83-1 84-1, 3-1 (削除) (削除) (削除)	6-1~4-3 7-1(2) 8-2-1 19-2-1 38-3-1 39 の 2-2-2 43-1-1, 2 45-1-1, 2 48-1 (注)2 54-1, 3 83-1 84-1, 3-1 84-2-1(1)イ 84-2-1(2) 84-2-1(6)	事務処理に係る部分の規定を削除したほか、規定の表現を修正した。
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	86 の 5 86 の 5-1(1)イ 86 の 5-1(1)ロ 86 の 5-1(2)イ(イ)D 86 の 5-1 (2) イ (ロ)A, B, C, D 86 の 5-1(2)イ(ハ) 86 の 5-1 (2) ハ (ニ), (ホ) 86 の 5-1 (2) ニ (ハ), (ニ), (ホ), (ヘ)	項目の付番方法を変更するとともに、規定の表現を修正した。 事務処理に係る部分の規定を削除した。
(削除) (削除) 86 の 6-2(1) (削除) (削除) 90-1 (削除) (削除) 92-2-1	86 の 6-1(1) 86 の 6-1(3)ロ 86 の 6-2(1) 86 の 6-3(3), (4) 87-1 90-1 91-1-1 91-1-2 92-2-1	事務処理に係る部分の規定を削除したほか、規定の表現を修正した。